

(趣旨)

第1条 この規則は、横手市が設置する公の施設の使用料等に係る減額又は免除の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この規則において、公の施設とは、次の各号に掲げる公の施設の区分に応じ、当該各号に掲げる条例に規定する施設をいう。

(1) 社会教育施設及び社会教育類似施設

ア 横手市地域コミュニティ施設設置条例(平成23年横手市条例第23号)(大雄コミュニティ交流センターに限る。)

イ 横手市横手総合交流促進施設設置条例(平成17年横手市条例第27号)

ウ 横手市増田地区多目的研修センター設置条例(平成17年横手市条例第28号)

エ 横手市山内南郷コミュニティセンター設置条例(平成30年横手市条例第2号)

オ 横手市山内ふれあい交流センター設置条例(平成17年横手市条例第37号)

カ 横手市地区交流センター設置条例(令和5年横手市条例第3号)

キ 横手市農村環境改善センター設置条例(平成17年横手市条例第205号)

ク 横手市集落多目的共同利用施設等設置条例(平成17年横手市条例第212号)

ケ 横手市大雄農業団地センター設置条例(平成17年横手市条例第237号)

コ 横手市防災センター設置条例(平成17年横手市条例第274号)

サ 横手市コミュニティ消防センター設置条例(平成17年横手市条例第286号)

シ 横手市生涯学習館設置条例(令和6年横手市条例第5号)

ス 横手市コミュニティセンター設置条例(平成17年横手市条例第297号)

セ 横手市大森総合学習センター設置条例(平成17年横手市条例第298号)

ソ 横手市大雄交流研修館設置条例(平成17年横手市条例第209号)

(2) 社会体育施設及び社会体育類似施設

ア 横手市地域コミュニティ施設設置条例(十文字西スポーツ交流センター及び大森コミュニティ交流センターに限る。)

イ 横手市農業者トレーニングセンター設置条例(平成17年横手市条例第207号)

ウ 横手市阿気農村運動広場設置条例(平成17年横手市条例第218号)

エ 横手市都市公園条例(平成17年横手市条例第267号)

オ 横手市社会体育施設設置条例(平成17年横手市条例第309号)

カ 横手市天下森スキー場設置条例(平成17年横手市条例第310号)

キ 横手市十文字B&G海洋センター設置条例(平成17年横手市条例第311号)

(3) 特定目的型等施設

ア 横手市公文書館設置条例(令和元年横手市条例第38号)

イ 横手市交流センター設置条例(平成22年横手市条例第40号)

ウ 横手市増田生活環境施設設置条例(平成28年横手市条例第1号)

エ 横手市増田まんが美術館設置条例(平成30年横手市条例第5号)

オ 横手市大森町中心部活性化施設設置条例(平成17年横手市条例第33号)

カ 横手市保健センター設置条例(平成17年横手市条例第147号)

キ 横手市勤労者等福祉施設設置条例(平成17年横手市条例第179号)

ク 横手市総合技能センター設置条例(平成17年横手市条例第185号)

ケ 横手市ふれあいセンター設置条例(平成17年横手市条例第192号)

コ 横手市横手駅東西交流施設設置条例(平成23年横手市条例第20号)

サ 横手市就業改善センター設置条例(平成17年横手市条例第204号)

シ 横手市農家高齢者創作館設置条例(平成17年横手市条例第210号)

ス 横手市園芸振興拠点センター設置条例(平成30年横手市条例第35号)

セ 横手市林業者等緑地休養施設設置条例(平成17年横手市条例第241号)

ソ 横手市民会館設置条例(平成17年横手市条例第302号)

タ 横手市雄物川民家苑木戸五郎兵衛村設置条例(平成17年横手市条例第307号)

(4) 体験学習施設

ア 横手市農村体験学習施設設置条例(平成17年横手市条例第206号)

(5) 市民農園

ア 横手市市民農園設置条例(平成25年横手市条例第4号)

(減額又は免除の基準等)

第3条 公の施設の区分に係る減額又は免除の基準等は、別表に定めるところによる。

2 前項に掲げる場合において、減額する使用料等の額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(生涯学習活動推進団体)

第4条 前条の規定による減額又は免除を行う場合において、生涯学習活動推進団体とは、次の各号のいずれにも該当し、かつ、登録を受けた団体をいうものとする。

(1) 団体の所在地及び主たる活動場所が市内にあること。

(2) 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的としない団体であること。

(3) 団体の構成員が10人以上であって、その半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学していること。

(4) 団体の規約、会則等を有すること。

(5) 定期的な社会教育、生涯学習又はまちづくりに関する活動実績を有すること。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年9月1日から施行する。

(横手市増田まんが美術館管理運営規則の一部改正)

2 横手市増田まんが美術館管理運営規則(平成31年横手市規則第22号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(横手市山内南郷コミュニティセンター管理運営規則の一部改正)

3 横手市山内南郷コミュニティセンター管理運営規則(平成30年横手市規則第7号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(横手市高齢者センター管理運営規則の一部改正)

4 横手市高齢者センター管理運営規則(平成17年横手市規則第102号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(横手市十文字町幸福会館管理運営規則の一部改正)

5 横手市十文字町幸福会館管理運営規則(平成17年横手市規則第121号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(横手市営墓園条例施行規則の一部改正)

6 横手市営墓園条例施行規則(平成29年横手市規則第34号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(横手市市民農園管理運営規則の一部改正)

7 横手市市民農園管理運営規則(平成25年横手市規則第15号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(横手市農林産物加工施設管理運営規則の一部改正)

8 横手市農林産物加工施設管理運営規則(平成17年横手市規則第199号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(横手市林業者等緑地休養施設管理運営規則の一部改正)

9 横手市林業者等緑地休養施設管理運営規則(平成17年横手市規則第206号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(横手市防災センター管理運営規則の一部改正)

10 横手市防災センター管理運営規則(平成17年横手市規則第238号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(横手市コミュニティ消防センター管理運営規則の一部改正)

11 横手市コミュニティ消防センター管理運営規則(平成17年横手市規則第253号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和3年3月18日規則第17号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月30日規則第31号)

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日規則第23号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日規則第24号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日規則第46号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日規則第18号)抄
(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日規則第20号)

この規則は、令和6年9月14日から施行する。

別表(第3条関係)

減額又は免除の基準		公の施設の区分	減免割合
1	横手市、横手市教育委員会その他の執行機関又は附属機関又は横手市議会が主催し、又は共催する事業	社会教育施設及び社会教育類似施設 社会体育施設及び社会体育類似施設 特定目的型等施設 体験学習施設 市民農園	免除
2	市内の特別支援学校の小学部若しくは中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部の教育目的による事業	社会教育施設及び社会教育類似施設 社会体育施設及び社会体育類似施設 体験学習施設(横手市農山村体験学習交流施設釣りキチ三平の里体験学習館に限る。) 市民農園	免除
3	横手市小学校体育連盟又は横手市中学校体育連盟が主催する事業	社会教育施設及び社会教育類似施設 社会体育施設及び社会体育類似施設	免除
4	市内の小学校又は中学校の部活動	社会教育施設及び社会教育類似施設 社会体育施設及び社会体育類似施設	免除
		体験学習施設(横手市農山村体験学習交流施設釣りキチ三平の里体験学習館に限る。)	2分の1減額
5	市内のスポーツ少年団活動	社会教育施設及び社会教育類似施設 社会体育施設及び社会体育類似施設	免除
		体験学習施設(横手市農山村体験学習交流施設釣りキチ三平の里体験学習館に限る。)	2分の1減額
6	市内のスポーツ少年団の保護者会活動	社会教育施設及び社会教育類似施設	2分の1減額
7	市内の認可保育所、認定こども園、児童養護施設、特定地域型保育事業所又は認可外保育施設が主催する事業	社会教育施設及び社会教育類似施設 社会体育施設及び社会体育類似施設 市民農園	免除
8	市内の高等学校の教育的目的による事業	社会教育施設及び社会教育類似施設 社会体育施設及び社会体育類似施設 体験学習施設(横手市農山村体験学習交流施設釣りキチ三平の里体験学習館に限る。)	2分の1減額
9	市内の認可保育所、認定こども園、児童養護施設、特定地域型保育事業所、認可外保育施設、小学校、中学校又は高等学校に通園又は通学する者の保護者会による保育事業又は教育活動	社会教育施設及び社会教育類似施設	2分の1減額
10	市内の小学校又は中学校のPTA活動	社会教育施設及び社会教育類似施設	2分の1減額
11	自治会(町内会、子供会又は青年会を含む。)が主催する事業	社会教育施設及び社会教育類似施設	免除
	自治会(子供会に限る。)が主催する事業	体験学習施設(横手市農山村体験学習交流施設釣りキチ三平の里体験学習館に限る。)	2分の1減額
12	共助組織、地区交流センター運営協議会が主催する事業	社会教育施設及び社会教育類似施設 社会体育施設及び社会体育類似施設	免除
13	社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、納税貯蓄組合、防犯協会、婦人会、観光推進機構又は観光協会が主催する事業	社会教育施設及び社会教育類似施設	免除
14	横手市子ども会育成連合会、青少年育成横手市民会議又は横手芸術文化協会加盟団体が主催する事業	社会教育施設及び社会教育類似施設	免除
15	生涯学習活動推進団体が主催する事業	社会教育施設及び社会教育類似施設(体育室を除く。)	免除
		社会教育施設及び社会教育類似施設(体育室に限る。) 社会体育施設及び社会体育類似施設	2分の1減額
16	スポーツ協会加盟団体又は総合型地域スポーツクラブが主催する事業	社会教育施設及び社会教育類似施設(体育室に限る。)	2分の1減額

		社会体育施設及び社会体育類似施設	
17	前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた場合	公の施設	市長が必要と認めた割合